平成２３年（フ）第４９８号
高知市新屋敷１丁目19番２号
債務者　野本　阿矢
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５７４号
高知県土佐市蓮池813番地34
債務者　市原　　武
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８１号
高知市神田946番地16　サンライフウィズ202
債務者　芝　富久雄
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８４号
高知市廿代町15番20―201号　ダイアパレス追手前２
債務者　中村　純子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５９３号
高知県南国市篠原1655番地１
債務者　大山克也こと　朴　　克也
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４４号
長崎県大村市水主町２丁目1012番地６、旧住所長崎県大村市杭出津１丁目944番地
債務者　志岐　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
長崎県大村市古町２丁目1585番地　メゾンド古町Ｂ―201、前住所長崎県大村市東大村１丁目2524番地２
債務者　前田久美子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
長崎県大村市松並１丁目367番地１　松岡ビル103、前住所長崎県大村市東大村２丁目1652番地４
債務者　山口　良子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
長崎県諫早市飯盛町平古場381番地９
債務者　田澤　　清
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
長崎県諫早市福田町2517番地６、前住所長崎県大村市沖田町115番地３
債務者　林　　誠二
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
千葉県南房総市市部714番地５
債務者　差間　源一
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第３９９号
愛媛県松山市権現町甲441番地１
債務者　村尾　広幸
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１５号
愛媛県新居浜市河内町６番３号　１階東号室、前住所神奈川県横浜市都筑区川和台14番27号
債務者　瀧谷　賢司
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１１６号
愛媛県四国中央市三島中央４丁目４番11号マリオン伊予三島202号、前住所愛媛県四国中央市川之江町87番地１　レオパレスＰｌｕｍｅ112号
債務者　松浦　善実（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１６４号
宮崎県小林市真方1059番地３
債務者　節　　信幸（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第５４号
沖縄県国頭郡本部町字東445番地
債務者　仲程　勇太
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第５６号
沖縄県名護市宮里６丁目３番11―306号　山口ビル
債務者　髙梨　博司
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
那覇地方裁判所名護支部